平成 21 年度第 2 回金沢市景観審議会

日時　平成 21 年度 10 月 26 日（月）　14：00～15:30

場所　金沢市役所 7 階　全員協議会室

１．開会

過半数の出席あり。欠席は、宇佐美委員、川上委員、嶋崎委員、竺委員、森田委員

10 月 1 日新景観条例施行に伴い審議会の名称が「金沢市景観審議会」に変更された。

２．都市整備局長あいさつ

３．会長あいさつ

４．議事

(1)審議事項　　名古屋高裁金沢支部・金沢地家簡裁庁舎新営計画について

（水野会長）　それでは早速、進めてまいりたいと思います。本日の終了時刻は午後 3 時半を予定しております。それでは、議事（1）名古屋高裁金沢支部・金沢地家簡裁庁舎新営計画について、事務局よりご説明願います。

（事務局）　景観政策課建物部会担当の新保と申します。よろしくお願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

（以下スライド併用）

まず審議案件に入る前に、建物部会の上半期としての報告をいたします。今年度 4 月以降の建物部会の開催は 6 回です。審議・報告した案件は延べで伝統環境保存区域内が 5 件、近代的都市景観創出区域内が 3 件、指定区域外が 9 件ありました。

指定区域外の内訳としましては、10 月からの新景観条例の拡大予定区域で 1 件、郊外部の届け出対象となる大規模案件が 8 件でした。上半期の合計は延べ 17 件ありました。

傾向といたしましては、規模別で郊外部の大規模案件が、全体の約半数を占め、また性質別では高度地区や携帯基地局など高さに係る案件が約半数を占めていました。

本日はその中の重要案件であります第 1 号議案、「名古屋高裁金沢支部・金沢地家簡裁庁舎新営計画」について、建物部会で審議してまいりました内容を資料 1 に基づき

ご説明いたします。

この案件はこれまでに昨年度の第 4 回・第 5 回および本年度の第 3 回・第 5 回の計 4 回建物部会において審議してまいりました案件でございます。

付近見取り図に計画地とあるのが、計画建物の位置でございます。計画地は、金沢城公園、兼六園に隣接する白鳥路横の景観条例で指定する伝統環境保存区域、眺望景観保全区域、および夜間景観形成区域であり、高さ基準が 12m 以下に設定されている区域であります。

計画建物は、鉄骨鉄筋コンクリート造、地上 3 階、地下 1 階建てで、現状の地裁庁舎と家裁庁舎の 2 棟を 1 棟に集約する計画です。

この区域は、歴史文化象徴区域として、史跡、金沢城跡を核とする緑豊かな歴史・文化を象徴する地区として、風格と格調ある金沢の代表的景観を保全・継承する区域として位置付けられています。

また、重要文化的景観選定申出地区内に位置しております。前回 7 月 1 日開催の第 1 回都市景観審議会においては、この計画地における高さ基準のとらえ方について報告し、了承いただいております。その内容がこちらです。

現在の建物が建っている辺りの地盤を基準に、そこから 12m の高さを上限とし、計画建物の上部がそれを超えないよう、上限を設定したものです。

これが味噌蔵消防前から見たときの上限ラインである標高 35.22m です。現庁舎の塔屋部分より少し低い位置になります。

これは、卯辰山の見晴らし台から見た現庁舎の見え方です。現庁舎の高さはすべて 12m 以下ですが、高さに算入されない塔屋部分の一番高いところで、14.2m あります。

これは、卯辰山公園線の標高 40m 付近から見たときの見え方です。計画建物はこの赤色の破線以下となります。

これは、眺望点である兼六園眺望台からの見え方です。現庁舎はこの部分が見えておりますが、計画建物はほとんど見えなくなります。

これは、現庁舎の配置図です。建物周囲の現況地盤面は、標高 23.22m です。高低差のある広大な敷地の特徴を利用し、またバリアフリーに配慮した上で、上限ラインを守るため、現況地盤面を 1m 切り下げて、標高 22.22m とし、また現庁舎壁面のこの位置よりも、兼六園側に張り出さない計画とします。

これが計画建物の配置図です。現在車両出入り口としても使用されている兼六園下側の交差点からの出入り口は歩行者専用とし、建物の周囲には雨や雪の多い金沢の気候に配慮し、庇空間を設ける計画となっております。また、味噌蔵側から金沢城公園を、裁判所から卯辰山を臨むこのラインを景観軸と位置付けております。

これが計画建物の 1 階と地下 1 階の平面図です。この景観軸であるホールを 3 層吹き抜けとし、背景となる金沢城公園を視覚的に取り込むよう、外壁や屋根にガラスを用いる計画としております。

また、利用頻度の高い受付ゾーンを東側へ集中させ、開放感のあるガラス張りとすることで、縁側的なイメージとして、利用者を優しく迎え入れる開かれた計画としております。

建物の中央付近には、ライトコートとなる外部吹き抜け空間を設け、各階の機械室も排気口などが外部から見えないよう、吹き抜け空間に面する位置に配置しています。

これが 2、3 階平面図です。1 階と同様に、景観軸に吹き抜け空間を配置しています。また、一度に多くの人が利用する 2 階法廷ゾーンの廊下は外周部に配置し、開放感を高めるとともに、金沢城公園の緑を視覚的に取り込む計画となっております。また、プライバシーへの配慮は、曇りガラスやすりガラスなど配慮する予定です。

建物の中央付近は、1 階と同様に吹き抜け空間を配置しています。また、3 階の外部空間に屋外設備機器を集約させ、屋上に設置しないよう配慮しております。

このような平面計画に基づき、立面計画が 3 案示されました。これが A 案です。格

子をモチーフにしております。また、3 案共通としまして、この景観軸で建物を分節し、ボリューム感の軽減を図っております。また、金沢城公園まで見通せるガラス吹き抜け空間としております。さらに 1 階のこの部分は、明るく開かれた裁判所をイメージしたガラス張りの廊下となっております。

続きまして、これが B 案です。立体的な格子としての表情を持たせた計画としています。

続いてこれが C 案です。各階に大きな庇を設け、水平ラインを強調した計画です。当部会ではこれら 3 案について審議し、A 案を基に審議を進めていくことになりました。

これが A 案を基にした兼六園下交差点から見た外観パースです。

金沢城公園など、周辺との関係を上空から見ますと、このような鳥瞰パースとなります。金沢城公園との関係や、周辺建物との関係が分かります。

次にこれが味噌蔵側から見た外観パースです。この部分が文節ポイントです。

同じく上空から見ますと、このような鳥瞰パースとなり、敷地全体のイメージがつかめます。

次にこれが兼六園下交差点側からの近景パースです。この部分が庇空間となっています。

これは反対側の大手町側からの近景パースです。

当部会の審議において、現状地盤を切り下げることに関し、敷地内のすべてを一律 1m 切り下げるのではなく、金沢城址の起伏との連続感ができるだけ保たれるよう要望しました。これに対し、地盤検討案として、南北の既存植栽部分は、現状レベルを維

持し、そのほかの部分も駐車場の水勾配を利用するなど、現状レベルに近づけるよう配慮をしました。

さらに金沢城公園や、周辺レベルからの連続性を配慮し、敷地の周りを無理なくすり合わせる計画としました。例えば白鳥路側の断面としては、このように極端な段差を設けることなく、植栽帯を法面として、敷地と周辺をつなぐ計画としております。

また前面道路の植栽帯を緩やかなマウンド状にすることで、敷地周辺を優しくつなぐ計画としました。このような形状とし、敷地内へのアクセスにおいてもバリアフリーを考慮した計画となっております。

当部会の審議においては、もう一つ屋上が長大な面としての見え方にならないように要望しており、これに対しては、周辺環境になじむように、仕上げ色を変え、屋上を分割し、コンクリート色単一にならないように配慮する計画としました。
さらに煙突は周辺から見えにくいように、建物中央に配置し、目立たさないように、塗装処理をします。また、屋外設備機器は 2 階屋上に設置し、屋上面から突出しないよう計画しております。

これは A 案を基に当初示された立面図です。外壁はすべてガラスのカーテンウォールで、縦格子をイメージしております。しかし、縦を強調するイメージの中で、2、3 階部分の室内側における垂壁や腰壁部分で、カーテンウォールのすぐ後ろに設置されるバックボードが目立ち、横ラインが強調されてしまっていました。これに対し、当部会から再検討するよう要望しました。

これが検討前のカーテンウォール部分の詳細です。この部分にあるバックボードが、水平ラインを強調していました。

それを検討し、改善したものがこちらになります。バックボードをこのように後退させ、水平ラインが出ないよう和らげました。当部会としましては、このように慎重な審議を踏まえ、基本設計の段階としての方針や計画については了承しておりますが、

本日審議会でも了承いただければ、今後、実施設計を進めていく中で、外構計画や材料、色彩、および夜間景観を考慮した見え方など、詳細については引き続き審議を継続し、この審議会に報告してまいりたいと思っております。以上で建物部会からの第1号議案の説明を終わります。

（水野会長）　ありがとうございます。この審議案件につきましては、前回7月1日に開催された審議会において、周辺景観との調和を大事にしていくために、高度地区の高さ規制を守っていく方向で進めるという中間報告を受けております。

その後、今いろいろなご説明がありましたように、さまざまな検討を重ねてきたようでございます。さらにこれにつきまして、建物部会の森部会長さんの方から、補足説明などがありましたら、お願いしたいと思います。

（森委員）　今、事務局の方から詳細で、かつ的確な説明があったので、特に加えることはないのですが、概要だけ簡単に説明します。前回、高さの取り扱いについて現状地盤プラス12m とし、その枠の中で抑えるということで、この審議会でも方向性を得られたかなと思っています。それを基に作業を進めていただきまして、今ほどの説明にもありましたけれども、配置計画については、既存の配置ラインより道路側にさらに張り出すことのないように努めていただくということで、進めてもらいました。

それから極力、水平感のある建築物、存在感の比較的緩やかなというか、あまり仰々しくない施設ということで、検討を加えてもらえたかなと思っております。今ほど3案説明がありましたけれども、基本的には3案はかなり共通していまして、シルエットとしては水平感があって地形に極力なじむようにと。それから全体にガラスのカーテンウォールということで、それも今聞いている限りでは、間に障子状のガラス繊維のシートを挟むということで、どちらかというと和の障子のイメージに近づくのではないかと思います。そういうもので、全体表現します。かなりプライバシーを要求される施設なわけですけれども、周辺部に廊下部分をずっと回すことによって、比較的開放感が持て、かつ圧迫感の少ない表情が作られていくのではないかと思っております。

あと、足元周りにつきましてのランドスケープは、機能上、どうしてもフラットな状態を要求してくるわけですが、極力、後ろの高台との連続感を保てるように、起伏

をうまく利用しながら連続感を作っていただきたいということで話を進めております。

また、道路との境界部につきましても、土のマウンド等で仕上げ、拒否的な塀等が極力出ないように努めていただくということで作業を進めております。今後、具体的な材料や色彩等について、また報告する機会があるかなと思っております。以上です。

（水野会長）　ありがとうございます。それでは、皆さんの方からご質問、ご意見等をお伺いしたいと思います。いかがでございましょうか。

では、私の方から。3案出ました。3案出た中で、水平という点で言うと、水平の庇が各階に付いている案があったのですが、それではなくて庇の出が少ない案が選ばれました。その辺については、いかがでございますか。

（森委員）　結果的に50㎝の庇の出は、大きな差はないと思うのですけれども、今のこの案でも上下階の防火区画が出てくるので、私の了解する限りでは、50㎝の飛び出し庇が出るというように考えております。その庇状のものの取り扱いがデザインに影響するだろうという考えがありまして、その辺は十分設計の方と、また今後詰めていきたいと思います。

それから先ほど、水平感が強く出るという説明が事務局の方からあったのですが、それはあそこの断面で見えていますように、ガラス面に室内側のボードが、直接、接すると、外側から見た場合そこに黒いシルエットが水平方向にライン状に続くのです。それは、カーテンウォールの表情として、夜の見え方等含めていくと、非常に不自然になるだろうという意見が部会の中でたくさん出まして、そこについては後ろに下げる形で表現していくということで、要望しております。

（水野会長）　もう一つの案が、トップも水平の庇が付いていましたよね。これは付いていません。C案ではなくて、A案を選んだその辺について、ちょっとお伺いしたいと思います。

（森委員）　カーテンウォール頭の部分というか、ちょうど屋根面と切り換わるところですね。そこについては、幾つか考え方があると思うのです。私の方も、そこに金属庇のようなものが付いた方がいいのではないかという感じがありました。部会のと

きにも、一応、設計者に対してはそういう考え方もありませんかということを投げ掛けたのです。設計者の方からは、できれば避けておきたいという話があったのです。それはコスト的な話、それから今後のカーテンウォールを詰めていく過程での話を含んでいると思ったのですが、ただ要望として、その辺についてもう少し検討してもらえないかと。水平感を出すという意味合いも含めて、出すことは、まだ余地があるのではないかと考えます。

（水野会長）　はい、分かりました。そのほかにございましょうか。

（黒川委員）　先ほど森委員が、ガラスカーテンウォールのガラスとガラスの間にグラスファイバーが挟まれていて、ちょっと和紙のような感じということをおっしゃいました。ご説明ですと、味噌蔵町方面から、アイストップといいますか、金沢城が見えるということで、吹き抜けになっているところ、それから屋根も含めて、透明というご説明ではなかったでしょうか。3 層吹き抜け部分だけが透明ということなのでしょうか。

（事務局）　事務局の方からお答えします。こちらに示す、景観軸と位置付けておりますこちらの部分は透明で考えています。この部分は、この景観軸から金沢城公園を一体として取り込む。そういったイメージになります。そのほかの部分は、先ほど森先生もおっしゃったように、プライバシーの関係もございまして、その辺で和紙調のものも使いながら、工夫して表情を与えていくということで、詳細につきましては、実施設計の中で詰めていくという位置付けです。

（黒川委員）　分かりました。ありがとうございます。

（森委員）　今、事務局の方から説明があったのですが、味噌蔵の方からちょうど正面に見えますスリット状の切れ目については、基本的には透明でいってもらおうと思っております。それから、その他の部分も、配布されている資料でもあるかと思うのですが、最初のパースなどを見ますと、部分的に透明に抜けている部分があるかと思うのです。よく見ると、パースの中で抜けて見えているところもあると思うのです。

ということで、詳細は今後の詰めになるかと思うのですが、内部機能から、開放的で、透明ガラスでいけるところは、そのようにしてもらおうかと。内部のアクティビティがある程度見えた方がいいと思いますので。ということで、全体はガラス繊維状のシートが張られつつ、必要なところに応じて、開放可能なところは開放していくということで、その辺は今後の詰めになっていくかと思っております。

（水野会長）　はい。ほかにございますか。

（瀬戸委員）　この建物の屋上部分は、どのようになっているのですか。全く何もないようになっているのでしょうか。これは僕は金沢城から、この下が見えるのか見えないのか知りませんけれども、その辺のところをちょっと教えていただければありがたいのですが。

（事務局）　事務局の方からお答えします。基本的には屋上には何もない形なのですけれども、当然、排気塔であるとか、そういった部分が若干出ます。その部分は周辺にあるパラペットの高さよりも抑えるような形では協議していますが、詳細についてはやはり実施設計を伴わないと、なかなか出てこないのです。基本的には、設備機器など露出するものは、2 階の外部空間である、このパースでいうとへこんだ部分の 2 階の屋上面に設置して、大型のものなので、多少上に出てくる部分はあるのですが、それにしても極力抑える形を取っています。

あとは先ほど説明したように、色などで、この屋上面が大きく見えないような形の配慮をいただくということです。

（瀬戸委員）　ありがとうございます。

（水野会長）　要するに、よく建物の屋上に機械がたくさんある。それを極力抑えたいということでございます。

（森委員）　よく屋上にたくさん設備機器が並ぶ建物はあるわけですけれども、もちろんこの建物におきましては、後ろの高台の方から樹木ごしに、幹ごしに見えてくる

と思っています。それから周辺に高い建物が既にあるということで、見下ろしたときの屋根処理についてもいろいろ要望しまして、基本的には設備機器は、屋根面、それから外壁面には出ません。

ただ、先ほどちょっと説明しました煙突や、どうしても高さの必要なものについては、多少出るものはありますけれども、極力できる範囲では、その辺についてもちゃんと建物の中に組み込んでいただくということで、作業を進めております。

（水野会長）　はい。ほかにございましょうか。それでは、ご意見も出尽くしたようですので、審議事項、名古屋高裁金沢支部・金沢地家簡裁庁舎新営計画については、原案どおり了承するということで、よろしゅうございましょうか。

それでは、ご異議がないようですので、そのように答申したいと思います。

この場所は、景観上とても大切な場所ですので、私たち審議委員会といたしましても、高い関心を持ち続けていきたいと思います。建物のほかに外構、植栽、ランドスケープなども含めて、詳細な設計に入っていくと思われますが、森部会長さんはじめ建物部会の皆さんには今後ともよろしくお願いします。今の平面図を見ても、かなり詰まっていて、よく押さえ込んだなというぐらいの平面図でございます。裁判所の方としては、本当によくやっていただいたというように、逆に裁判所の方にも敬意を表したいと思っております。

（2）報告事項

計画部会報告

（水野会長）　それでは、続きまして報告事項としまして、計画部会と斜面緑地部会からの報告を事務局よりご説明願います。

（事務局）　景観政策課の本光でございます。それでは続きまして、計画部会の報告をさせていただきます。計画部会では、上半期 3 回の計画部会を開いておりますが、そのうち 2 回は景観総合計画、景観計画に係る審議でございまして、前回の審議でご報告したとおりでございます。本日は、審議会の後で開催された計画部会で審議された、夜間景観形成条例の指定区域の見直しについてご報告いたします。

（以下スライド併用）

まず簡単に夜間景観形成条例の概要についてご説明します。この条例に基づきまして、二つの地域、区域の指定がなされております。照明環境形成地域につきましては、良好な照明環境の形成を図るため、主に土地利用に関する基準等に基づいて指定し、「用途地域」等を踏まえて設定しております。

それから夜間景観形成区域の方は、個性豊かで魅力的な夜間景観を保全・創出するために必要な区域として指定し、「景観関連条例の指定区域」を踏まえて設定しております。

それぞれの地域、区域に基づきまして、基準というものがございます。照明環境形成地域の方では、照明の方法、照明器具、形態・意匠等に関する基準を設定しておりますし、「参考とすべき数値指標」というものも設けております。

一方で夜間景観形成区域の方の基準ですが、こちらの方も照明の方法、照明器具、形態・意匠等に関する基準を区域ごとに設けております。

続きまして、これらの区域、基準に基づきまして、どういう対応をしているかということなのですが、まず照明環境形成基準につきましては、事前協議制ということで、一定規模以上の開発事業であったり、集客施設、それから面積 500 ㎡以上の路外駐車場（屋外の駐車場）、そういったものの設置に伴って出てくる屋外照明設備の事前協議をさせていただいています。

また夜間景観形成区域の方は、届け出制で基準に合致しているかどうかということをチェックいたします。建築物、工作物の新築・増改築・移転・外観を変更することとなる修繕または模様替えに伴って、届け出制で対応しておりました。

この中で新たな景観条例の施行に伴いまして、夜間景観の方も一部届け出内容を見直しております。この赤字で示した部分ですが、「一部、専用住宅は適用除外」としているという点です。

この背景としまして、これまで夜間景観形成条例に基づき、おおむね 3 カ年ほど届け出をしていただいておりましたが、特に専用住宅につきましては、玄関のポーチと勝手口の防犯灯を含め、基本的には十分基準を満たした形で届け出がされているということで、趣旨は周知されたかなということで適用除外としました。それ以外の大き

な共同住宅ですとか、店舗併用住宅、店舗系のもの、そういったものを中心に、これからは届け出制で進めていくということでございます。

今回一部見直した内容につきまして、まず照明環境形成地域、これは用途地域に基づいて設定している地域ですが、変更があります。その背景としまして、今年の 4 月 1 日から、都市計画で用途地域の新たな指定がされています。市街化区域が一部変更されたということです。それともう一点、住居系への用途地域に変更されている区域がございます。

こういったところを踏まえまして、この照明環境形成地域も色付けというか、性格を変えていかなければいけないということになります。

お手元の資料番号 2 にもありますけれども、左側の図が現行でございます。右側の方が新たな変更案ということになっておりまして、赤の線で囲ってある部分が用途地域の変更に伴い、照明環境形成地域として、変更、見直しを行う区域になります。

続きまして、もう一つ夜間景観形成区域という景観関連条例の区域指定と密接な関わりがある区域についてです。こちらにつきましては、見直しの背景として二つあります。一つは新たな景観条例がスタートしたということで、景観形成区域が変更されております。

特に 2 点ございまして、一つは伝統環境保存区域と近代的都市景観創出区域が拡大しているということです。それと、これまでにもご説明しているとおり、伝統環境調和区域という新たな区域が設定されております。中でも近代的都市景観創出区域から一部伝統環境調和区域に変更している部分がございまして、併せて変更していきたいということです。

それから二つ目としては、保全用水の区域を少し追加しております。これは 10 月 1 日からの新景観条例の施行で、市全域が景観計画区域となったということで、特に河原市用水や郊外部の用水の区域も、夜間景観形成区域の中に含めていくということです。

特に大きな背景となっている景観条例の施行・制定に伴いまして、指定区域が変わ

りましたが、既存からこのような形で、一部変わっております。向かって左側がまちなか区域です。それからこちらの方が湯涌温泉街の地区ですが、一部ご覧になっていただいてお分かりかと思いますが、公共施設である湯涌みどりの里や、江戸村の移転整備区域が拡大しています。その辺を踏まえて、夜間景観形成区域も変更していくという形になります。

現行としましては、この斜線がかかっているような形になっております。

これが景観形成の区域の拡大、変更等に伴いまして、こういう形になりまして、細かく斜線がかかっておりますが、この部分が特に拡大したエリアです。湯涌のこの辺も拡大しております。もう一つ河原市用水もこの部分が線的に加わってくるということになります。

この図は、拡大部分も合わせて描いているので、かなりごちゃごちゃしていますが、最終的にはこういう夜間景観形成の区域としたいという変更案でございます。

計画部会の方では、これらの見直し案につきまして、おおむね了承ということでした。一部、この中で議論として上がったのが、特に伝統環境調和区域、例えばこの尾張町界隈の通りがありますが、こういった区域はもともと近代的都市景観創出区域だったわけです。そこでにぎわい景観創出区域という位置付けから、今度は歴史的景観保全区域という区域に変わるということに対して、基準の運用や今後の指導に当たって、問題はないのかというご意見がございました。私どもの方では、先ほどご説明した照明環境形成地域と、この夜間景観形成区域を重ね合わせて運用していく中で、その辺りの運用はしっかりと個別の区域として対応していくというような回答をさせていただきました。

課題として、それぞれの地域や区域の基準等は分かるのだけれども、そういう尾張町界隈などの場所も含めて、それぞれの場所性に応じて、具体的にどのような照明環境のデザイン、夜間景観が形成されてくるのかというところが、現在の基準では少し分かりづらい部分がありますねということでした。最終的には、今までご説明したような区域になってくるわけですが、それぞれの場所性などを重んじて、具体的な照明環境のデザインの創出や夜間景観の形成につながっていくツールも併せて、今後再検

討していかなければいけません。そういうことで、課題は一部残っているのですが、この区域の変更案については、了承されたということでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

併せて、もう一つご報告させていただきます。10 月 1 日より新たな景観条例が施行されまして、実際窓口が混雑しております。そういったことも事前に想定しておりまして、私どもの方では窓口の事務の軽減、それから事業者さんに対しても、事前に景観に関する情報を提供するような形で、今後分かりやすく誘導していこうということで、ホームページで、景観に係る情報を一部公開し、見ていただけるような形で対応しております。そのシステムについてご説明いたします。

－　以下「まちづくり支援情報システム」の操作方法について説明　※省略　－

現在はこういう区域の情報だけですが、ここで景観形成方針や、基準といったものも見られるようになります。また、試験運用段階ということで、私ども景観関連だけですが、来年の 4 月に向けまして、建築指導課で扱っているような情報、都市計画課で扱っているような情報も、ここですべて見られるようにしていきたいと考えております。

このシステムを使うことにより、今後増加する届け出に対し、迅速かつ的確に対応していきたいと思っております。以上、報告でございました。

斜面緑地部会報告

（事務局）　それでは、斜面緑地保全部会の報告をさせていただきます。景観政策課の杉本と申します。よろしくお願いします。

お手元の資料は、資料番号 3 番でございますので、併せてご覧ください。

平成21年度斜面緑地保全部会でございますが、上半期は1回の開催がございました。その中で審議案件 1 件、報告案件が 2 件ございました。

審議案件の「高尾見晴らし台整備工事」の審議内容につきまして、報告をさせていただきます。事業主体は金沢市森林再生課でございます。

対象地は高尾町地内、高尾城址の一部での施工です。こちらに山側環状道路（以下「山環」という。）が走っておりまして、ここに国際ホテルがございます。高尾町から山手に上がっていきますと、県の教育センターがありまして、その上部での工事ということになります。南部丘陵風致地区第１種に指定されています。事業年度は平成21年度ということで、既に案内版等の一部工事を残し、おおむね完成しております。

工事概要といたしましては、展望広場が154㎡ございます。それから展望広場につながる遊歩道が360m。標高でいいますと、展望広場部が160m、それから遊歩道の起点が90mで高低差70mの整備ということになります。

こちらは、金沢市の見晴らし台の位置図ということで、既に施工されたものを示しております。計七つの見晴らし台が整備されております。近くで言いますとと、こちらの四十万の見晴らし台、大乗寺の丘陵総合公園の見晴らし台、高尾の見晴らし台はこの辺りになろうかと思います。

こちらが高尾城塞群の見取図ということでございまして、山環がありまして、教育センターに上がる道がありまして、その法上ということでございます。高尾城の範囲ということですけれども、1.5km 四方ということで、かなりの広いものになっております。多数の砦の集合により城を形成していたということで、整備箇所の周辺一体はジョウヤマと呼ばれていたということでございます。

大変眺望が良いところでございまして、当時の守護大名の富樫氏が砦を築いて、国内情勢を見渡していたと考えられている場所でございます。

景の趣としては、「自然を生かし、周辺と調和した一体感のある風景」ということで整備を進めておりまして、お城の史跡の中での整備ということですので、可能な限り土地の形質を変更せず、深く掘らない、そういった方針の元で整備が進められております。

工事の概要ですが、竹林を伐採するということがありまして、その伐採した竹を有効利用できる方法がないかということで、それをチップ化して敷ならすといったものがあります。

展望広場部の工事概要としましては、今ほどの竹チップの敷ならし、防護柵、それから歴史由来看板、眺望看板、案内板、標柱、丸太ベンチ、テーブル・ベンチセット、それからシンボル樹のコブシ植栽という計画でした。

テーブル・ベンチセットにつきましては、別途コンクールを実施しておりまして、その優秀作品を設置するということで進めております。先般その優秀作品が決定しておりますので、後ほど紹介をさせていただきます。

遊歩道部につきましては、やはり竹チップの敷ならし。それから階段が 360 段ございます。それから自然木の標柱ですとか、サイン関係ということで、適所に矢印看板を設置するといったものです。

こちらは、下から見た工事箇所の写真ですが、ちょうど小高い部分の上の部分で、見晴らし台が施工されるということです。

こちらは見晴らし台からの眺望ということでございまして、非常に眺望の開けたところでございます。天気のいい日は日本海まで見渡すことができるということでございます。

こちらは施工前ですが、竹林が密生しているところと、それから一部下草が生えているような状況です。

計画平面図ですが、ちょうどこちらの方に山環が走っておりまして、そこから教育センターへのアプローチの道路がありまして、こちらが教育センターになります。まず一般歩道部と称しまして、288m、階段が 360 段ございます。それから教育センターからのアプローチとしても歩道を設けておりまして、これが 72m ございます。それから頂上、上の部分に展望広場が 154m^2 といった概要です。

展望広場部の詳細です。この辺りが展望が可能なスペースで、外周を防護柵で囲み、歴史由来看板や眺望看板などが施工されています。シンボル樹が 2 本植栽されます。当初計画はコブシの植栽ということでした。

標準断面図になります。まず、一般歩道部につきましては、1.5m の幅で竹チップを敷きならすということです。通常の管理も考慮して、幅 4m で竹林の伐採をして、1.5m で竹チップを敷ならすというものです。

階段部につきましては、金沢産材のスギ間伐材を使用した丸太階段、それから踏み面にはやはり竹チップを敷ならすといった計画です。

自然木の標柱ということで、入り口に付くものですが、やはり金沢産材のスギです。自然の風合いを出すために、皮むきのままで製材はせずに設置をしております。文字については、彫り込みということです。それから適所に矢印看板を設置するといった計画です。

続きまして、展望広場の整備です。当初計画では、1.1m の高さで防護柵、それから入り口の標柱、丸太ベンチ。いずれも金沢産材のスギで施工するといった計画です。

防護柵につきましては、通常、こういった木の防護柵というものは、ボルトナットで緊結するものが多いと思いますが、この計画では組み立て式ということで、ほぞを切ってはめ込んでいくようなもので施工をしております。

これも展望広場の中の由来看板等の案内板の関係でございます。こちらもスギ材を用いたもので施工をするということです。

整備イメージになります。外周には防護柵。あるいはテーブルベンチのセット。これはコンクールの優秀作品を設置するということです。この絵は優秀賞とは違いますが、こういった整備イメージです。

こちらは階段部の整備イメージでございます。

こういった計画を受けて、斜面緑地保全部会の方から幾つかの意見をいただいております。まず一つ目の意見としましては、シンボル樹の植栽については、本来、尾根状の地形に植生している樹種の選定について、再検討という意見がございました。

これを受けまして、当初予定しておりましたコブシという樹種は、本来、谷筋に植

生する植物らしいということでございまして、尾根状の地形に植生する、しかも郷土種ということを勘案しまして、コシノヒガンザクラを選定して、既に植栽がされています。

続きまして、二つ目の意見としまして、遊歩道の途中に休憩スペースを設けることについて検討ということがありました。何分 360 段の階段で高低差が 70m ということでございます。このご意見を受けまして、中腹の比較的平坦な場所を利用しまして、ベンチを既に設置しております。

続きまして、三つ目の意見です。防護柵については、眺望景観を妨げないよう、高さ 80cm 程度に抑えるべきといったご意見がございました。これにつきましては、当初計画 1.1m ということでしたが、眺望景観を妨げないということで、高さを 80cm に抑えております。

最後に施設名称についてですが、歴史性が感じられるものにできないかとういことで、ご意見がございました。当初の名前は「高尾見晴らし台」ということで、地元の方々とも相談していたようですが、再度協議しまして、「高尾城址見晴らし台」ということで、名称を決定しております。

こちらは完成写真です。丸太階段の踏み面には竹チップを敷ならしています。この辺りが一番の難所で、階段が続くような状況になっております。

こちらが展望広場の完成写真、一部案内板の盤面がまだ完成しておりませんけれども、おおむねのアウトラインは完成しております。こういった形で、高さを抑えた防護柵が施工されていまして、眺望を阻害していないような状況ということです。

最後にデザインコンクールの優秀作品を紹介します。この形のものが 11 月上旬に広場に設置される予定です。以上で斜面緑地保全部会の報告を終わります。

（水野会長）　はい、ありがとうございました。計画部会からの報告、および斜面緑

地部会からの報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございませんか。

（瀬戸委員）　見晴らし台ということで、結構高低差があって登るのですけれども、見ていましたら、お手洗いを整備されていません。せっかく見に行って、急きょもよおしてきた場合の考慮はされているのでしょうか。

（事務局）　斜面緑地保全部会でも、そういったご意見がございまして、事業課に確認しましたところ、県の教育センターがふもとにありまして、展望台に上がる方は、この駐車場に止めて上がっていくわけです。そういったことも含めまして、教育センターさんの方では了承していただいているということもございまして、トイレにつきましても教育センターのトイレを使用していただくといったことで、特にトイレというものは設置しておりません。

（瀬戸委員）　開放されているわけですね。

（事務局）　そうでございます。

（水野会長）　そのほかに、いかがでございましょうか。

（山岸委員）　案内板は英語と両方書くのですか。

（事務局）　案内板は既に日本語のみで施工がされておりまして、英語での表記はありません。

（山岸委員）　歴史的な事由について、外国の方がたくさん、大乗寺においでになったついでに訪れることもあるかと思います。今後、検討が必要ではないでしょうか。

（事務局）　歴史由来看板などで、もし間に合うようであれば、そういったことも検討して進めたいと思います。

（水野会長）　よろしくお願いします。ほかにございますか。特にないようでしたら、計画部会および斜面緑地部会からの報告について、よろしいでしょうか。それでは、どうもありがとうございました。

本日の予定していた議題はすべて終了いたしました。せっかくの機会ですので、何か発言のある方はおられましょうか。

（山岸委員）　私は建物部会に入っているので、裁判所の話はよく伺っているのですが、屋上の緑化について、エコというか、屋上の仕上げはどのような計画でしょうか。黒いモルタルでいくのでしたか。まだこれから後の話でしたか。確認させてください。

（事務局）　お答えします。審議の中では、色まで確定はしていないです。色によって分節するということで、詳細につきましては、今後の実施設計を進めた上で、協議していくという形です。建物の規模が大きいので、段差をつけたりなどということで、対応できないかという話もあったと思うのですが、その辺に関しては構造面や維持、メンテナンスのあたりで、フラットのままで、素材面で配慮するという回答をいただいております。

（山岸委員）　能登空港の屋上のときは、森先生が委員長で審査を行いました。かなりお金も掛かったのですが、少し深いグリーンにしておいたのが今、やっぱり良かったなという話になるのです。ここも隣が兼六園ですので、即緑化などそういう意味ではなくて、どのように収まるかというのも、かなり大事な話しかと思います。

（黒川委員）　金沢市はヒートアイランド現象の対策もあって、屋上緑化を進めているはずです。ですから、先ほどの大きな屋上は、なるべく分節して目立たないようにしたいということでしたので、あえて言いませんでしたが、塔屋があるときは、むしろ光が当たっても日陰ができるので、それがなくなると全面、広い面が太陽光線を浴びて、熱くなりやすいのではないかという気がするのです。緑化という話が出なかったのかというと困りますので、部分的にでも、別に背が高くなくても、芝でも苔でもいいと思うのですが、その方が省エネルギー的にもいいのではないかと思ったのです。

もう一つ、これはどの部会にもかかってこないことなので、ここで申し上げておき

たい事があります。大手門の道筋では、舗装や照明をやっているところですが、大手門に向かって、左側に変電所の 2 階建ての建物があります。これは普通のビルなのです。本来、重要文化的景観創出地区に当たるところなのですが、この変電所の建物と戦没者団体の事務所が入っている建物があるのです。これは、建て替えか何かのときは、当然どこかの委員会、建物部会などにかかってくるのですが、そうでない限りはずっとそのまま残るのです。

大手門というのは、金沢城の正門ということで、中町通りもかなり論議をして景観整備をやっているのです。まさしく正面に向かって坂を上ろうとすると、左側に見える建物なのです。こういうのは、建て替えではないのだけれども、どうするのかということです。例えば色を塗り替えるなど。あそこの大手門を入ってすぐのやぐらの跡は、今は危険だからということで、登ってはいけないことになっていますけれども、あれを整備して登ってもいいということになりますと、まさしく目の下に見える建物なのです。ですから、当然屋上をどうするかという問題も出てくると思うのです。こういうことは、事務局では何かお考えがおありでしょうか。

（水野会長）　はい。今 2 件ございました。裁判所の屋上緑化の話と、大手門の話です。

（事務局）　屋上緑化に関しては、議論は出ていましたので、再度意見として伝えることはできると思います。その際、白鳥路側の樹木などの落ち葉によってメンテナンスが難しいという話は出ていました。エコに対しての国の政策もありますので、そういった配慮はしていくということなので、再度申し伝えたいと思いますし、その辺は実施設計の中で詰めさせたいと思います。

（事務局）　もう一つの意見に関してお答えします。大手門の脇の北陸電力の変電所の施設ですが、実は 3 年ほど前に、あの建物の外壁の色を塗り替えるという届け出が出てまいりました。その際に、斜面緑地保全区域に準じて、周りの色になじむような色で塗り替えてもらったという経緯があります。その際にまさしく、今のようなお話をこちらの事務局から投げ掛けました。

そのころ、ちょうど文化的景観や、そういう歴史都市を踏まえてということもあり、お城の中では、かなり復元する施設も増えてきているという中で、今後この施設はどういう扱いなのかということでお話ししましたところ、あそこは、見かけによらず、かなり地下にも太い管状の施設がある、まちなかの電気を担う重要な役割の施設で、あれを移転する適地がほとんど見つかりません。仮に見つかったとしても、極めて大規模な工事になってくるということで、現時点の場所から、すぐ移転ということはどうしてもできないと、北陸電力から説明を受けております。

ただ、大手門前の一等地にございますので、今後そういったことも検討してほしいというようなことは、内々に私ども事務局からお伝えした経緯がございます。ただ、移転には相当な費用がかかり、周辺の道路などをもう一度掘り起こさなければならないなど、あの場所だけでは結論がつかないという話も聞いております。

（黒川委員）　ありがとうございました。とりあえず、今日はそういう発言があったという記録だけ残していただければありがたいです。

（水野会長）　ほかに何かございましょうか。今のような件もいろいろ努力しているようでございます。そう短期的に解決できる問題ではないので、ゆっくり意見を持ち続けていくことが必要ではないかと思います。

(3) その他

（水野会長）　ほかにございましょうか。特にないようでしたら、これにて審議会を終了したいと思います。